

(様式3)

## 相生市における「認定地域クラブ」認定要件確認書

### 【認定要件】

- (1) 部活動の地域展開として、中学生等を対象にスポーツまたは文化芸術活動を行い、専門性の高い指導を目指すこと。
- (2) 活動場所は原則として相生市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- (3) 営利を主たる目的とした運営でないこと。
- (4) 持続可能なクラブ運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (5) 以下の要件を満たす規約(会則)を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
  - ・目的が記載されていること。
  - ・入退会について記載されていること。
  - ・会費について記載されていること。
  - ・以下に準ずる役員を置くことが記載されていること。
    - ①代表 ②指導者 ③会計 ④会計監査(代表、指導者、会計、会計監査を兼ねることはできない。)
- (6) 運営に携わる役員または指導者は、国や県、また当該種目団体が主催する指導者研修等を受講すること。
- (7) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展し、勝敗などに偏った指導にならないように努め、市外からの生徒招集や参加生徒の選抜等をしないこと。
- (8) 生徒の人権を尊重した活動を行い、体罰や暴言、ハラスメント等、生徒の人権を侵害する違法な行為は行わないこと。
- (9) 過度の練習がスポーツ傷害・外傷、バーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- (10) 成長期にある中学生がバランスの取れた生活を送ることができるよう「相生市中学校地域クラブ展開方針」に準じた活動日数及び活動時間を設定すること。

<休養日及び活動時間の基準>

  - ・週あたり3日以上(平日2日以上、週休1日以上)の休養日を設けること。
  - ・活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。
  - ・休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保すること。
  - ・長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。

- ・中学校の定期考査前の一定期間を活動休養日として設定すること。
  - ・活動時間帯は、学校生活に支障がない時間帯を設定すること。
- (11) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮した指導内容や練習時間及び水分補給や休息时间等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。
- (12) 地域クラブの運営団体・実施主体は、参加生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、国が示す目安を踏まえ、可能な限り低廉な参加費を設定する。
- (13) 指導者や参加生徒等に対して、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるよう保険や個人賠償責任保険に加入させていること。
- (14) 認定後、認定要件にあてはまらないと判断された場合は、認定を取り消されることを了承すること。
- (15) 本認定要件が変更された際は、変更内容を承認すること。

上記要件を確認しました。相生市の認定規則に沿って活動することを了承します。

令和 年 月 日

相生市教育委員会 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_